鳥獣保護管理政策の現状と行政上 の諸対策について

- 0. はじめに(鳥獣による影響及び鳥獣の現況)
- 1. 鳥獣保護管理法制の体系と沿革
- 2. 抜本的な鳥獣捕獲強化対策と平成26年度法改正
- 3. 改正鳥獣法を踏まえた管理の強化
- 4. 最近のトピック&情報提供

江戸時代

明治・大正

昭和(戦前)

昭和(戦後)

平成・令和

大開墾時代

- ・材木搾取のための森林伐採
- ・肥料需要による森林劣化

鳥獣の乱獲時代

- ・鉄砲や鷹場の規制解除
- ・村田銃の払い下げ
- ・羽毛と毛皮の大量輸出
- ・軍用毛皮の需要拡大
- ・食肉忌避の薄れ

戦後復興・高度経 済成長

- ・拡大造林
- 公害問題
- ・エネルギー改革
- ・リゾート開発

一部鳥獣の絶滅

コウノトリ等)

(ニホンカワウソ、トキ、

人の撤退(過疎化 高齢化)

・耕作放棄地の増 加

鳥獣の生息数・分

布・被害の拡大

・積雪量の減少

軋轢が激化

鷹狩り

- ・幕府や藩による鳥獣防除を目的にした鹿狩り
- ・各地でシシ垣 築造

- 鳥獣の激減
- ・鳥獣猟規則 の制定(M6 年)
- ・保護鳥獣の 制定(M25 年)
- ・商業的狩猟の拡大
- ・狩猟の一般 化(レクリ エーションと して普及)
- ・大日本職合 猟友会の組織 化(S4年)

鳥獣の増加(後半) **鳥獣の保護強化**

- ・鳥獣保護区の指 定開始(S25年
- ・鳥獣法の制定(S 38年)
- ・狩猟の拡大
- →狩猟者(主に羽物 猟)数の急増約53 万人(S45年)

鳥獣の管理強化

- ・特定鳥獣保護管 理制度の制定 (H11年)
- ・鳥獣保護管理法 改正(H26年)
- ·指定管理鳥獣捕 獲等事業導入 (H26年)

参考資料:常田邦彦「狩猟の歴史と2014年鳥獣保護法改正」

1-2. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の沿革

○ 我が国における鳥獣法制は、その時代時代により変化する多様な要請を受け、公共の安寧 秩序の維持に重点を置いたものから、鳥獣の保護管理にも重点を置いた制度に見直し。

明治6年 鳥獣猟規則の制定

- ・銃猟のみ規制の対象
- ・銃猟の免許鑑札制
- ・銃猟期間を10月15日~翌年4月15日まで
- ・日没から日出までの間、人家が密集して いる場所等での銃猟を禁止

明治25年 狩猟規則の制定

- ・猟具の規制範囲に、網猟、わな猟を追加
- ・捕獲を禁止する保護鳥獣15種を指定

明治28年 狩猟法の制定

・職猟と遊猟の区別を廃止

大正7年 狩猟法の制定(全部改正)

現行法の骨格が完成

- ・保護鳥獣の指定から狩猟鳥獣の指定
- ・保護鳥獣の販売、保護鳥のひな、卵の採取・販売を禁止

昭和25年 狩猟法の改正

- ・鳥獣保護区制度の創設
- ・保護鳥獣の飼養許可証制度の導入

昭和38年 <u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(改称)</u>

- ・鳥獣保護思想の明確化
- ・鳥獣保護事業計画制度の創設

░ ※ 昭和46年 林野庁から環境庁に移管

平成11年 <u>鳥獣保護法の改正</u>

- ・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
- ・国と都道府県の役割の明確化

平成14年 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> <u>の制定(ひらがな化)</u>

- ・指定猟法禁止区域制度の創設
- ・捕獲鳥獣の報告を義務化

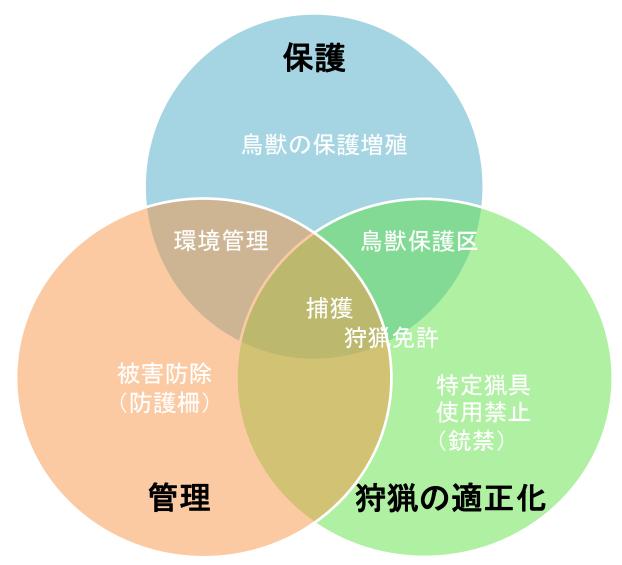
平成18年 <u>鳥獣保護法の改正</u>

- ・網・わな免許の分離
- ・鳥獣保護区における保全事業の実施
- ・輸入鳥獣の標識制度の導入
- ※ 平成19年 鳥獣による農林水産業等に係る被害の 防止のための特別措置に関する法律 ・市町村への捕獲許可権限の委譲

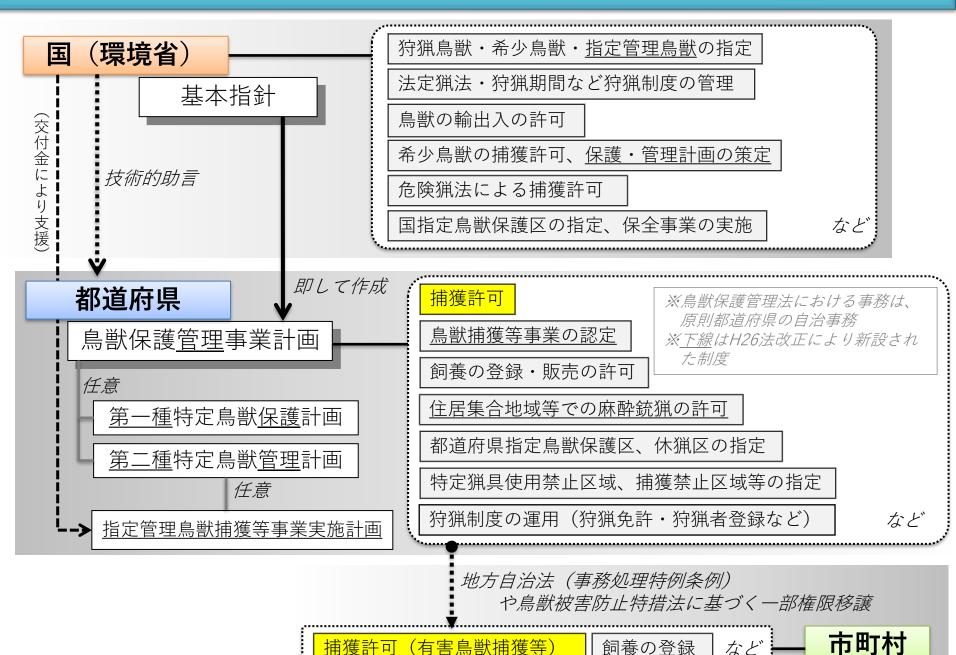
平成26年 鳥獣保護法の改正

- ・鳥獣の管理の強化
- ・指定管理鳥獣捕獲等時用の創設
- ・認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入

鳥獣保護管理に関わる行為・制度と目的の関係



1-4. 鳥獣保護管理法の施策体系



1-5. 鳥獣の捕獲の枠組み

- 鳥獣保護管理法では、狩猟と許可捕獲を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止。
- 被害防止や個体数調整、学術研究等の目的で捕獲する場合は、都道府県知事等の許可が必要。

	狩猟 (登録狩猟)	狩猟(登録狩猟)以外			
分類		許可捕獲			
		学術研究、鳥獣の 保護、その他	鳥獣の管理 (被害防止)	鳥獣の管理 (個体数調整)	指定管理鳥獣捕獲等 事業
目的		学術研究、鳥獣の 保護、その他	農林業被害等の 防止	生息数また	は生息範囲の抑制
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		第二種特定 鳥獣	指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)			
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)			事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟 区等の狩猟禁止の 区域以外	許可された区域			事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可申請者	市町村等	都道府県等	都道府県 国の機関
捕獲実施者	<u> </u>	許可された者			認定鳥獣捕獲等 事業者等
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受話	

1-6. 狩猟

法において、狩猟は、「法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等をする」ことと定義されており、狩猟鳥獣以外の 鳥獣の狩猟は禁止。狩猟を行うためには、狩猟免許を取得した上で、狩猟をしようとする都道府県に狩猟者登 録し、狩猟ができる区域・期間・猟法など、法令で定められた制限を遵守する必要がある。

免許の種類

第1種銃猟免許	第2種銃猟免許	わな猟免許	網猟免許
装薬銃を使用す る猟法	空気銃を使用す る猟法	わなを使用 する猟法	網を使用する 猟法
散弾、単体弾や 単体弾等用の が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	空気銃 (コルク を発射するもの を除く。)	くくりわな、 はこわなし はこおとし 及び囲いわ な	むそう網、は り網、つき網 及びなげ網

狩猟者登録

狩猟免許を持っているだけでは狩猟は出来ない。実際に狩猟を行う前には、狩猟を行おうとする場所の都道府県知事に対して、毎年狩猟者登録を行い、狩猟税を納付することが必要。

狩猟税

第1種銃猟免許の登録者

網猟免許・わな猟免許の登録者	8,200円(5,500円)
第2種銃猟免許の登録者	5,500円
※ () 内は、道府県民税の所得割額の網	対付を要しない者のうち、控除対象配偶

※()内は、道府県民税の所得割額の納付を要しない者のうち、控除対象配偶者又は扶養親族以外に該当する者(農林水産業従事者を除く)以外の者。 ※放鳥獣猟区のみに係る登録者の場合、それぞれ1/4に軽減。

16.500円 (11.000円)

※鳥獣保護管理法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者は1/2に軽減(H27年度~) ※鳥獣保護管理法に基づく認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者、鳥獣被害防止特

措法に係る対象鳥獣捕獲員は免税(H27年度~)。

免許の取得

狩猟免許の種類毎に、住所地のある都道府県知事が行う試験を受験し、合格すると狩猟免状が交付される。(試験内容は、狩猟について必要な適性、技能、知識を問うもの)<u>免許は全国で有効</u>。

免許の有効期間

3年(ただし、免許取得当初は、狩猟免許試験を受けた日から起算して

3年を経過した日の属する年の9月14日まで)

免許の更新

3年目の9月15日に更新を行う。 3年目の9月14日が来る前に、更新申請書を管轄都道府県知事に提出 し、適性試験に合格すれば更新できる。更新できなかった場合は免許は 失効。適性試験に併せて講習を受けることに努めることとなっている。 (適性試験の内容は、視力、聴力、運動能力についての審査)

夕廷工粉业

各種手数料	
狩猟免許申請	5,200円
狩猟免許更新	2,900円
狩猟免状再交付	1,000円
狩猟者登録 (再交付)	1,800円(1000円)

(第2種特定鳥獣管理計画の策定により、都道府県ごとに延長措置がある)

狩猟期間

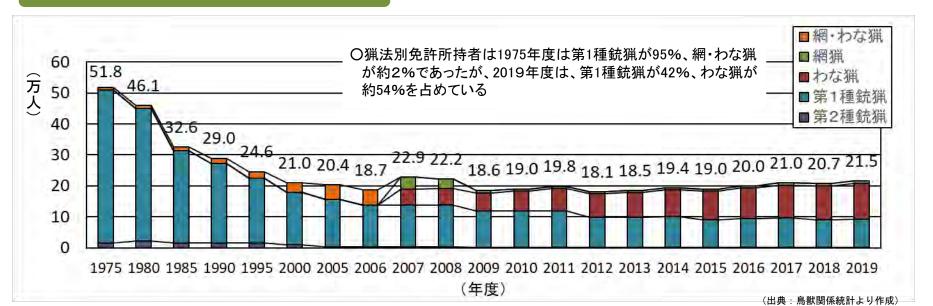
北海道以外:11月15日~2月15日 北海道: 10月1日~1月31日

1-7. 狩猟者の減少と高齢化、銃猟・わな猟の増加

全国の年齢別狩猟免許所持者数

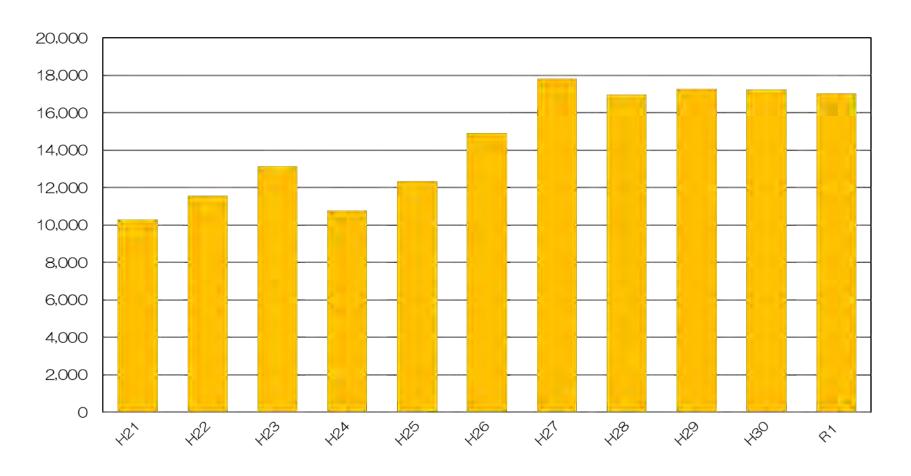


全国の猟法別狩猟免許所持者数



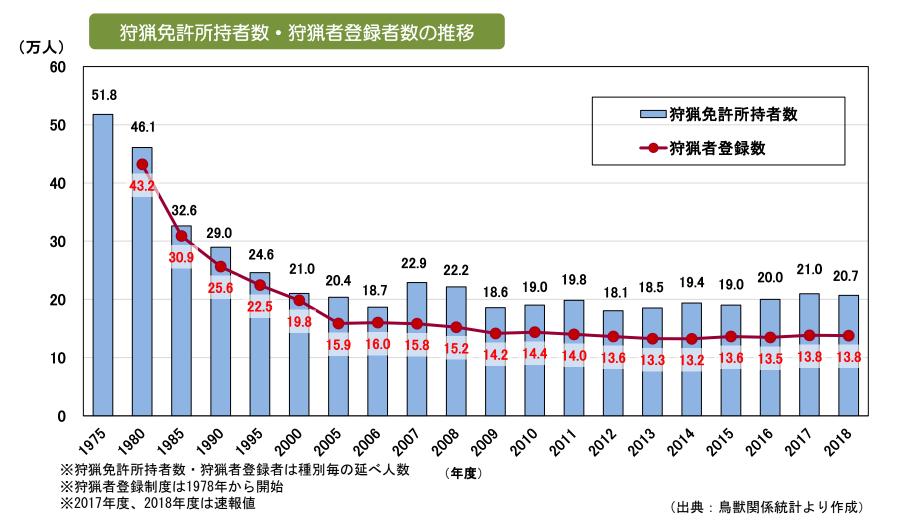
1-8. 狩猟免許の新規取得者数の推移

全国における新規免許取得者数の推移(H21~R1)



※平成30年度の免許種別の割合は、網猟4%、わな猟66%、第1種銃猟29%、第2種銃猟1%

1-9. 狩猟(免許所持者と登録者のギャップ)



- 1975(昭和50)年の51.8万人から近年約21万人前後に。
- 狩猟免許を取得しても、実際の狩猟登録者は2/3程度。